

別表第1(第4条第1項第1号)

事業内容及び補助基準

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
1 保育士配置改善事業	公定価格(人件費に係る加算含む)に含まれる保育士数を超えて配置する保育士の入件費。 ただし、上限を5人とする。	対象者1人当たり月額 348,742円
2 特別支援保育実施事業	習志野市保育指導委員会(以下、「委員会」という。)の審議を経て、こども部長より特別な支援が必要であると決定された児童の保育のために配置する保育士の入件費。 ただし、当該年度の入所又は連携先からの進級の事由により委員会の審議を経ていないが施設において特別な支援が必要であると判断する場合に限り、該当児童の受入後に開催される1回目の委員会の決定を事業実施月から適用することができる。	対象者1人当たり月額 348,742円
3 産休明け保育実施事業	生後57日目から4か月未満の乳児の保育のために市基準に基づき配置する保育士の入件費。	対象者1人当たり月額 252,103円 ただし、月途中入所の場合は、月額に次の値を乗じて日割り計算とする。 入所月の登園日数／当該月の開園日数
4 看護師配置事業	市基準に基づき配置する常勤専任看護師1人の入件費。	1施設当たり月額 395,794円
5 栄養士配置事業	公定価格の栄養管理加算の適用を受けている施設において、市基準に基づき配置する常勤栄養士1人の入件費。	1施設当たり月額 179,423円
6 事務職員配置事業	市基準に基づき園長を専任するため配置する事務職員1人の入件費。	1施設当たり月額 293,875円

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
7 調理員配置事業	<p>(1) 通常分 公定価格の基本分単価に含まれる調理員数を超えて市基準に定める調理員数を満たすために配置する調理員の人件費。</p> <p>(2) 特別加配分 アレルギー、その他市長がこれに相当するものとして認める理由により除去食・代替食を要する児童が5名以上在籍する施設において、除去食・代替食の提供のために配置する調理員1人の人件費。</p>	<p>(1) 対象者1人当たり月額 293,875 円</p> <p>(2) 1施設当たり月額 113,100 円</p>
8 主食費等徴収免除事業	副食費徴収免除対象子どもの主食費の徴収免除に要する経費。	1施設当たり月額35円×各月1日時点の対象児童数×給食実施日数
9 おむつ回収事業	おむつの自園処理を行う施設において、事業系ごみの廃棄に要する経費。	1施設当たり月額100円×各月1日の3歳未満児の在籍数
10 実費徴収に係る補足給付事業	<p>次の(1)~(4)のいずれかに該当する本市の教育・保育認定保護者が支払うべき次の(ア)または(イ)の経費。</p> <p>(1) 生活保護法による被保護世帯</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</p> <p>(3) 里親</p> <p>(4) 上記に準ずる者として市長が認めた者</p> <p>(ア) 日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(イ) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p>	対象児童1人当たり月額2,700円

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
11 保育教材購入事業	保育内容の充実、向上のための物品の購入に要する経費。	1施設当たり年額177円×各月1日在籍の児童数の合計
12 地域交流活動支援事業	<p>次の(1)～(4)のいずれかに該当する地域交流活動の実施に要する経費。ただし、人件費を除く。</p> <p>(1) 子育て家庭の育児不安への相談指導</p> <p>(2) 園庭の開放による地域との交流</p> <p>(3) 児童の地域住民とのふれ合い活動</p> <p>(4) その他市長が認める事業</p>	1施設当たり年額120,000円
13 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入事業	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度加入に係る保護者の負担を軽減するため、負担金に要する経費。	児童1人当たり年額125円(要保護世帯については55円)
14 賠償責任保険加入事業	施設の管理における瑕疵による事故等に起因する損害賠償等の負担を軽減するため、賠償責任保険に要する経費。	1施設当たり年額30,000円
15 児童健康診断実施事業	<p>眼科検診、歯科検診及び国が定める以下の回数を超えて市基準に基づき実施した健康診断に要する経費。</p> <p>・保育所:年2回</p>	1回当たり29,100円
16 職員健康診断実施事業	<p>年1回の健康診断(胸部レントゲン及び尿検査を含む。)に要する経費。</p> <p>ただし、公定価格の基本分単価に含まれる職員数分を除く。</p>	1施設当たり年額2,000円×対象者数
17 職員研修実施事業	<p>職員の資質向上のための研修に係る次の(1)または(2)の経費。</p> <p>(1) 研修参加費用</p> <p>(2) 研修参加に伴う教材等に係る実費相当部分、旅費及び宿泊費</p>	1施設当たり年額50,000円

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
18 第三者評価受審事業	公定価格の第三者評価受審加算適用年度から起算して4年度目または5年度目に当事業(公定価格加算事業と同等事業として市長が認めるもの)を実施する場合に要する経費。	1施設当たり年額 150,000円
19 一時保育実施事業	児童福祉法第34条の12第1項の規定に基づく「一時預かり事業開始届出書」を県に提出し事業実施する施設において、国が定める一時預かり事業実施要綱に基づき実施する一時保育の運営に要する経費。	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定される運営費の基準額に準拠した額。
20 医療的ケア児保育支援事業	市が実施する医療的ケア児保育支援事業と同等の事業として市長が認める事業実施に要する次の経費の合計。 (1)事業実施のために配置する看護師等または保育士の人事費 (2)国が定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」に規定される研修の受講に係る次の経費 ア:受講料、旅費、手数料 イ:研修受講に係る代替職員の配置に要する費用(ただし、公定価格の基本分単価に含まれる年間3日分を除く。) (3)(1)の職員を補助するために配置する保育士の人事費	1施設当たり次の(1)～(3)の合計額。 (1)看護師等を配置する場合は、月額395,794円×事業実施月数、保育士を配置する場合は、月額348,742円×事業実施月数。 (2)研修を受講した場合は、年額300,000円 (3)補助職員を配置した場合は、年額2,412,000円

別表第2(第6条)

交付申請に係る添付書類一覧

補助事業名	添付書類
19 一時保育実施事業	別記第3号様式別添1「一時保育実施事業予定内訳書」
20 医療的ケア児保育支援事業	別記第3号様式別添2「医療的ケア児保育支援事業予定内訳書」

別表第3(第7条)

実績報告に係る添付書類一覧

補助事業名	添付書類
全事業共通	(1) 就業規則及び給与規程の写し (2) 職員名簿 (3) 職員の資格者証の写し
1 保育士配置改善事業	(1) 補助対象職員人件費内訳表
2 特別支援保育実施事業	
3 産休明け保育実施事業	
4 看護師配置事業	
5 栄養士配置事業	
6 事務職員配置事業	
7 調理員配置事業	(1) 補助対象職員人件費内訳表 (2) 対象児童について加配を要することを証する書類(医師が作成した指導票その他これに類するものをいう。)
8 主食費等徴収免除事業	(1) 主食費徴収免除対象子どもであることを証する書類(管外受託児童のみ。)
9 おむつ回収事業	(1) おむつ回収事業を実施していることが分かる書類
10 実費徴収に係る補足給付事業	(1) 別記第3号様式別添3「実費徴収に係る補足給付事業内訳書」 (2) 経費区分及び支払を証する書類
11 保育教材購入事業	(1) 別記第3号様式別添4「保育教材購入事業対象経費内訳書」

補助事業名	添付書類
12 地域交流活動支援事業	(1) 別記第3号様式別添5「地域交流活動支援事業内訳書」 (2) 開催日、内容が分かるもの (3) 経費内訳及び支払を証する書類
13 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入事業	(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入契約書の写し (2) 加入児童名簿 (3) 保護者負担額が分かるもの
14 賠償責任保険加入事業	(1) 賠償責任保険の加入契約書の写し (2) 支払明細書の写し
15 児童健康診断実施事業	(1) 別記第3号様式別添6「児童健康診断実施事業対象経費内訳書」
16 職員健康診断実施事業	(1) 別記第3号様式別添7「職員健康診断実施事業対象経費内訳書」 (2) 支払を証する書類
17 職員研修実施事業	(1) 別記第3号様式別添8「職員研修実施事業内訳書」 (2) 事業実施が分かるもの (3) 経費区分及び支払を証する書類
18 第三者評価受審事業	(1) 評価機関と締結した契約書又は契約内容を証する書類 (2) 受審結果及び公表を行っているホームページの写し
19 一時保育実施事業	(1) 別記第3号様式別添9「一時保育実施事業内訳書」 (2) 利用児童数、事業実施時間(日)等の事業の実施が分かるもの (3) 補助対象職員人件費内訳表
20 医療的ケア児保育支援事業	(1) 別記第3号様式別添10「医療的ケア児保育支援事業内訳書」 (2) 研修を受講した場合は、受講を証明するもの及び受講料等の支払を証する書類

備考

第2期実績報告において、資格者証の写し及び就業規則及び給与規程の写しについては、第1期実績報告に添付したものから変更がない場合は添付を不要とする。